

伊藤(信)委員 自民党の伊藤信太郎でございます。

きょうは、安西参考人、伊藤参考人、大変貴重な御意見を御開陳いただきまして、ありがとうございました。

私も大学で研究教育に携わっておりますけれども、安西塾長におかれましては、感性情報学というのを研究なさって、私も文系の立場から研究しておりますので、きょうは、そういう文理融合のアプローチで今回の私立学校法の改正について質問させていただきたいと思います。

オートポイエーシスという考え方がありますけれども、これは要するに、プロセスの進行というものは結局のところその機構というものに帰結するという基本的な考え方なんですけれども、このことは、私立学校の経営面あるいは教学の面でもあるのではないかなと思うわけであります。

今回は、理事、理事会の機能ということが明文化されているわけでございますけれども、その改正文の第三十六条二項のところに、学校法人の業務を決すと書いてあるわけですね。つまり、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」この「学校法人の業務」というのはいかなる範囲か。これは解釈が多少分かれるところだと思うんですね。教授会側といいますか教員側は、このことには校務、あるいは別の言い方をすれば、教学は含まれない、教育研究は含まれないという御議論もあるわけでございます。

しかし、このオートポイエーシスの考え方からいけば、そういう存在の切れ目というのが行為の裂け目というものをもたらすわけであって、要するに、学校というのは、小学校であろうと大学であろうと、教育あるいは研究のためにあるわけです。

それで、学校の教員もいい教育をしようということで、それぞれの教務内容であるとかカリキュラムとか、そのためにどういう施設とかどういう設備が必要だということになるわけですね。当然、理事会で決定される学校法人の業務の中には、どのような校舎をつくらうとか、コンピューターをどのように導入するかということも入るわけですね。

そうしますと、もし学校の業務ということを純粹経営的な形で絞った場合、それぞれの学校が、多様な価値観に基づく多様な教育をするという上において、行為の裂け目をもたらすのではないかなと思うわけでございますけれども、このことに関して、安西参考人そして伊藤参考人、両方の御意見をお伺いしたいと思います。

安西参考人 今、伊藤先生からオートポイエーシスという言葉が出るとは全く思いませんで、オートというのは、自律的といいますか自動的ということでありまして、やはり、特に私立学校というシステムは、みずから中でお互いにいろいろな部署が融合して、それで新しいものを生み出していく、そういうシステムだというふうに思います。今のオートポイエーシスということを私なりに解釈すれば、そういうことでございます。

そういう中でもって、学校法人の業務ということは一体何を意味しているのかということではありますが、私の理解するところでは、学校法人というのは学校を設置するための法人であるということが、法文でも規定されていると思います。その学校の設置全般にかかわる業務のことを法人業務というふうに言うのだと。したがって、主た

る業務は、やはり組織あるいは施設、例えば、大学の学部をつくるか、大学院をつくるか、あるいは廃止するか、そういったもの、あるいは資産の処分でありますとか、運用でありますとか、取得でありますとか、そういうことが主になるであります。

ただし、そういったことにはすべて教育研究の推進がかかわっているわけございまして、その教学をフルに力を発揮させるために今申し上げたようなことを進めていかなければいけない、そういうことだと認識しております。個々の教育研究の内容については、やはり法人の業務という中で余り立ち入ることは、教育研究の自由な進展ということにかんがみて望ましくはないというふうに思いますけれども、そういった意味で、私立学校が活力を持って進んでいくためには不可分な面もある。

ただ、法人の業務というのは、主たる業務は、やはり今申し上げたように教育研究が十分に推進されていくためのいろいろな仕組み、あるいは資金、資産面の支援を十分にしていくことだというふうに認識しております。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

伊藤参考人 お答えしますけれども、私は、理事も何もやったことがありませんので、こういう質問に的確に答えられるかどうか自信がありません。

ただ、我々が理解していることを単純に言いますと、先ほど安西先生が言われたことと基本的には余り変わらないんだと思います。教授会に出ていて、教授会で審議するとき、主にやっているのは研究教育に関するいわゆる教学上のことでありまして、それ以外のことにつきましては経営側のサイドで、例えば新しいものを、学部をつくるかつくらないかというところの最終的な判断は、教授会でかわるのは教学面のところでありまして、最終的な判断で、設立をしてその運営をしていけるか、経営していけるかというようなこと、そして、経営の見通しについてはどうかとかということとは経営側が判断します。

そして、働く人間としては、そのことによってどれだけの問題が、どういうふうな人件費の支出になるかとかいう話は、教授会ではなくて、我々は組合でやったということから、一応教学面を、法人の業務といえは広い意味で業務ですけれども、理事会が直接そこに入ってきてタッチしてやると、いわゆる学問の自由に抵触しますから、そして教授会の権限事項だということで、私の経験では、それは理事会の方は避けていたということからあります。

新しいオートポイエーシスの理論については、私は余り知りませんので、この程度でしか答えられません。

以上です。

伊藤（信）委員 ありがとうございました。

今回の改正では、理事長の権限あるいは理事会のあり方というものが明文化されているわけございましてけれども、今回の改正により、理事長また理事会の権限が強くなるというふうにお考えか。また、そのことが、今後の私立学校の運営に対してどのような影響をもたらすとお考えか。これは安西参考人にお伺いしたいと思います。

安西参考人 今回の改正で、理事会あるいは理事長の権限が強くなるのではないかという御質問だと理解しますけれども、私の理解では、ほとんどの私立学校が既に理

事会を持っていると思います。そういう意味では、改正がなされても、多くは異なるところはないであろうというふうに考えます。

それ以上については、先ほど申し上げましたように、私は、やはり私立学校がこれから一人前の学校として日本の教育の中心を担っていくためには、はっきりした経営の仕組みをつくった方がいい、それにはこの改正というのは役に立つというふうに考えている次第です。

以上。ありがとうございました。

伊藤（信）委員 今回の改正、今度は第四十七条の第二項、これはいわゆる監査報告書の閲覧の請求権の問題だと思いますけれども、そこにおいて、利害関係人等から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供しなければならないということですね。この利害関係人ということがどれぐらいの範囲を示すか。私どもは社会生活を送っておりますので、拡大解釈すれば、納入業者も利害関係人になるでしょうし、それから、ひょっとしたらこれから自分が産み出す子供がその学校に行こうかなと思う人も、潜在的、あるいははっきり意思を持っていれば顕在的な利害関係人ではなかろうかと思うんです。

ただ、やみくもにこの範囲を拡大しますと、結局、日本国民全部、あるいは外国からも入るという意味においては地球上に住む人すべてということになってしまうので、どのような範囲で利害関係人を限定すべきかということに対して、また私立学校の経営者の立場から、現実的なお話を安西参考人にお伺いしたいと思います。

安西参考人 利害……（伊藤（信）委員「利害関係人ですね」と呼ぶ）済みません。

伊藤（信）委員 監査報告書の閲覧請求ができる利害関係人はどの範囲で考えるべきか。また私立学校で、例えば、いろいろなところのオンブズマンがそれぞれ関係しているということで全部開示ということになると、これまた現実的に対応が厳しいという面もあるのではないかと推察いたします。

安西参考人 利害関係人の法文の解釈につきましては、私が立ち入るところではないような気もいたしますけれども、自分の考えでは、例えばですけれども、学生とその保護者、また、その学校法人に債権債務等がある、そういう形で関係している者、これはやはり利害関係人に入るというふうに思います。

また、例えば入学を希望している、気持ちとして希望している者が利害関係人かという、これは恐らく入らないのではないかと、気持ちだけではそれは入らないのではないかとこのように思います。

これは、いろいろ解釈はあるとは思いますが、私の持っております経験と感じではそういうふうに思いますし、これは余り広げ過ぎますといけませんし、また、やはり財務の情報の公開という意味では、ある一定の広さを持つべきだということに思います。やはりそういう法的な債権債務、あるいは学校への束縛関係といましようか、そういうものがあるということが条件になるのではないかと考えます。

以上でございます。

伊藤（信）委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。